

旭川医科大学政府調達細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月10日学長裁定)

旭川医科大学政府調達細則の一部を改正する細則

旭川医科大学政府調達細則(平成16年7月14日)の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○旭川医科大学政府調達細則</p> <p>平成16年7月14日 学長裁定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人旭川医科大学会計規程（平成16年旭医大達第152号）第55条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2～4条 （略）</p> <p>（競争参加者の資格に関する審査等）</p> <p>第5条 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第6条第2項の規定による資格の審査については、随時に、<u>しなければならない。</u></p>	<p>○旭川医科大学政府調達細則</p> <p>平成16年7月14日 学長裁定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定</u>（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、国立大学法人旭川医科大学会計規程（平成16年旭医大達第152号）第55条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2～4条 （略）</p> <p>（競争参加者の資格に関する審査等）</p> <p>第5条 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第6条第2項の規定による資格の審査については、随時に、<u>行わなければならない。</u></p>

- 2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、学長又はその委任を受けた職員は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
- 3 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第6条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 4 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 5 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 6 学長又はその委任を受けた職員は、第3項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - (1) 調達する物品等及び特定役務の種類
  - (2) 契約細則第6条第1項又は第32条に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新手続
- 7 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなけ

- 2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、学長又はその委任を受けた職員は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
- 3 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第6条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 4 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 5 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 6 学長又はその委任を受けた職員は、第3項及び前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - (1) 調達する物品等及び特定役務の種類
  - (2) 契約細則第6条第1項又は第32条に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新手続
- 7 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなけ

ればならない。

(一般競争の公告)

第6条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

(1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日（新設）

ア 調達の内容

イ 入札期日として予定する日付

ウ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

エ 第10条に規定する文書を交付する場所

オ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

(2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日（新設）

(3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数（新設）

ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合

イ 第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から

ればならない。

(一般競争の公告)

第6条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 (一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。

行われる交付に限る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合

ウ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数（新設）

ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。） 13日

イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

(削除)

(一般競争公告をする事項)

第7条 一般競争公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当

2 契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告する事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一

該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

(7) 旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第6条の規定による申請の時期及び場所

(8) 第11条に規定する文書の交付に関する事項

(9) 落札者の決定の方法

2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日又は契約細則第6条の規定による申請の時期

(3) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称  
(指名競争の公示等)

第8条 第6条の規定及び前条の規定は、契約を担当する職員が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第6条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同条第1号及び第7条第2項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第6条第3号ア及びイ中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第1項中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1号から第5号中「事項」とあるのは「事項及び契約細則第31条の規定による基準に基づく指

連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(7) 旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第8条の規定による申請の時期及び場所

(8) 第12条に規定する文書の交付に関する事項

(9) 落札者の決定の方法

2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日又は契約細則第8条の規定による申請の時期

(3) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称  
(指名競争の公示等)

第8条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

名競争において指名されるために必要な要件」と読み替えるものとする。

(削除)

**2** 契約細則第31条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において、当該競争参加者に通知するものとする。

**3** 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第6号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 学長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から、競争参加者の資格について申請があったときは、第5条第3項の規定により、速やかに、その者が同条第1項に規定する資格を有するか否かについて審査を開始しなければならない。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項に規定する審査の結果、第5条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者

**2** 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約細則第31条に基づく指名競争において指名されるために必要な条件についても、行うものとする。

**3** 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において、当該競争参加者に通知するものとする。

**4** 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第6号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 学長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から、競争参加者の資格について申請があったときは、第5条第3項の規定により、速やかに、その者が同条第1項に規定する資格を有するか否かについて審査をしなければならない。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項に規定する審査の結果、第5条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者

に対し、前条**第2項**に規定する事項及び**第3項**各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第5条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(削除)

(削除)

(技術仕様)

**第10条** 学長又はその委任を受けた職員が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

に対し、前条**第3項**に規定する事項及び**第4項**各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第5条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

**第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。**

(技術仕様)

**第11条** 学長又はその委任を受けた職員が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 学長又はその委任を受けた職員は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

**第11条** 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語

(6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札)

**第12条** 学長又はその委任を受けた職員は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

**第13条** 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

2 学長又はその委任を受けた職員は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

**第12条** 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語

(6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札)

**第13条** 学長又はその委任を受けた職員は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約をすることができる場合)

**第14条** 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合、ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達した物品等（以下、この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 本学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）について、施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下、この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下、この号

- (1) 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合、ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達した物品等（以下、この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 本学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。
- (5) 既に契約を締結した建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）について、施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下、この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下、この号

において「同種工事」という。)の調達をする場合又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

- (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合。
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

(9) 慈善のため設立した救済施設(以下「救済施設」という。)から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は救済施設から役務の提供を受けるとき(物件の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物件を当該救済施設が生産する場合に限る。) (新設)

(落札者の決定に関する通知等)

**第14条** 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約につき、一般競争又は指名

において「同種工事」という。)の調達をする場合又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。

- (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合。
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

(落札者の決定に関する通知等)

**第15条** 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約を担当する職員は、特定調達契約につき、一般競争又は指名

競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - (2) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
  - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - (6) 契約の相手方を決定した手続
  - (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日
  - (8) 随意契約による場合にはその理由
  - (9) その他必要な事項
- (一般競争又は指名競争に関する記録)

**第15～19条** (略)

**附 則**

**1 この細則は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。**

**2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。**

**【改正理由】**

世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定」及びアクションプログラムが改正されたため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - (2) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
  - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - (6) 契約の相手方を決定した手続き
  - (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日
  - (8) 随意契約による場合にはその理由
  - (9) その他必要な事項
- (一般競争又は指名競争に関する記録)

**第16～20条** (略)